

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年9月20日(木) 午後7:00 ~

2. 開催場所 西栗倉村役場第一会議室

3. 出席委員

委員	草刈弘幸
	上山光重
	神原秀吾
	萩原眞壽雄
	井上誠
	高木宣美
	小椋義宣
	春名義昭
	春名昌美
	青木英隆
	新田 茂
	野々上良弘

4. 議事日程

第1号議案 農地法第3条による許可申請書について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	上山 隆浩
事務員	豊福 靖宏
事務員	藤川 達也

事務局長

それでは、9月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。
それでは、会長よろしくお願ひします。

会長

みなさん足元も悪い中ご苦勞様です。天候の関係も非常に悪くて田植えの後から台風地震集中豪雨秋雨前線！いろいろな形で自然にはなかなか勝てない！私たちなんですけど、秋のかきいれも大体終盤にかかってきている所もありますが！こんな天候の中での作業は大変でしょうけどケガの無いようにしていただけたらと思います。今日の審議は1点ですけども進行して会を進めて行きたいと思ひます。よろしくお願ひします。
それでは、事務局の方から議題に入らせて頂きます。よろしくお願ひします。

事務局

失礼します。2ページ目をお願いします。

議案第1号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請承認についてです。

譲渡人 西栗倉村大字 [REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏

譲受人 西栗倉村大字 [REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏

土地の所在地は 大字 [REDACTED] 登記地目 田 面積 [REDACTED] m²

3ページ～4ページが申請書になります。

購入対価として、30万円/10a、実際の価格は [REDACTED] 円です。

3ページの「5番」から譲受人の耕作状況となります。

農地までの距離は1.2kmで、所用時間は5分です。

農作業に従事する者は1人です。

5ページが登記記録です。

6ページが申請地の位置図です。

7ページが地籍図です。

併せて、本日お配りしている資料についてです。申請のあった農地の川向かいにあります、[REDACTED]の農地について、法務局から現況照会があり、草刈会長と新田委員に現地調査を行って頂いた上で、7月24日付け雑種地として回答しております。今回の農地と併せて [REDACTED]氏が今後購入予定でありますので、報告させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

委員

今日出ている資料がそうかもしれんけど、今まで借りとったんで、[REDACTED]さんがそれを買ってしまおうという話しです。

委員

稲がちょろっとあるところかいな。

委員

いや、土場にしろるところじゃ。

委員

稲があったところじゃない。

委員

いや作ってない。三叉路の内側はつくっとるけど、その山側じゃで。土場のところが今日でとるところです。よろしく申し上げます。

委員

いつまでも借地じゃいけんで、買おうと思ったんかな。

委員

山田のイノシシの下じゃろ。

委員

その下は誰が作りよんじゃ。

■■■■さんとところのを■■■■さんが作りよんじゃ。

会長

まーいままでが土場であれじゃけど。まー責任をとらないけんと、田んぼになおそうとちゃんとするという事です。そういう事でよろしいですか。

委員

そりゃー手続きしてからじゃわな。ちゃんと購入にてした方がええわ。

会長

それではよろしいですか。

委員

はい。

～事務局からの説明～

ようは地目を雑種地にかえるってことです。

委員

そんなに簡単にかえられるんか。

事務局

非農地の報告をすればかえられる。

委員

難しい土地があったら、みなこうすりゃーかえられるんじゃな。

事務局

それは農業委員さんの決定になりますんで。

委員

そういう形にすればできますんで。でも現状が田んぼにもどせれるんなら田んぼにして下さい。なんじゃけど。

委員

これとは違って同じような件があるんじゃけど、質問よろしいですか。所有者が登記されてない土地があってそれが雑種地の場合は、所有者は変わらんけど、地目は雑種地のあつかいは出来るんですか。

委員

所有者？

委員

ひいばあさんで、死んだる人で、今登記しようとしてもなかなかできんみたいで、難しい地目なんじゃ。原野みたいなんじゃ。農業委員会でこっちから問い合わせてもらってこういう手順でできるんかな。誰かが購入するじゃないとできんのんかな。

委員

非農地申請するのはできるんですけど、登記はできんのんかな。

委員

相続人は沢山おられるとおもうので。

事務局

権利者が全員同意をもらわないと地目の変更はできない。

委員

その人が亡くなられてるので、その人は申請出来ないんで、相続の中の誰かの名前で申請して放棄してもらって事で申請してもらって事です。通常法務局からは非農地証明の形はあるんですけど、これとほぼ同じ形で農業委員会の承認でもっていくという形もあります。本来許可を得るはずだったところが、法務局の方から現状とあってない！と問い合わせに対して農業委員会でのどうかいとうするかってことです。

委員

報告して、向こうへ。

事務局

そうです。確認して報告するって事です。

会長

ほかにどうですか。

委員

ないです。

会長

それではないようでしたら！ちょっと早いんですけど、天候もこんなんですので、締めという言葉。

会長代理

それでは皆さまご苦労様でした。秋の方もだいたい残っておられるとおもいます。若干名まだ残って居ると思いますが、こういうときが疲れがでてきて、若干僕も出て来てるみたいなんで、こういう時は早くしましましょう。ごくろうさまでした。

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員
